

感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」における 「特定感染症予防指針」の検討について（案）

1 検討の背景

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条に基づき、後天性免疫不全症候群、性感染症については、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして、特定感染症予防指針が定められている。

特定感染症予防指針については、いずれも少なくとも5年毎に再検討を加えることとされているが、後天性免疫不全症候群については平成18年3月に、性感染症については平成18年11月に改正されており、再検討の時期に当たっている。

2 検討の進め方

- (1) 「エイズ・性感染症ワーキンググループ」を設置し、後天性免疫不全症候群及び性感染症の発生動向、若年者の行動様式の変化等を踏まえ、再検討を行う。
- (2) 検討結果は、本ワーキンググループより感染症部会に報告し、改正を要する際には本部会に諮問する。

3 ワーキンググループメンバー

エイズ及び性感染症について、最近の動向を踏まえて、総合的な検討を要することから、感染症部会の既任命委員に加え、当該分野の専門家から選任することとする。

後天性免疫不全症候群に関する感染症予防指針 (エイズ予防指針)について

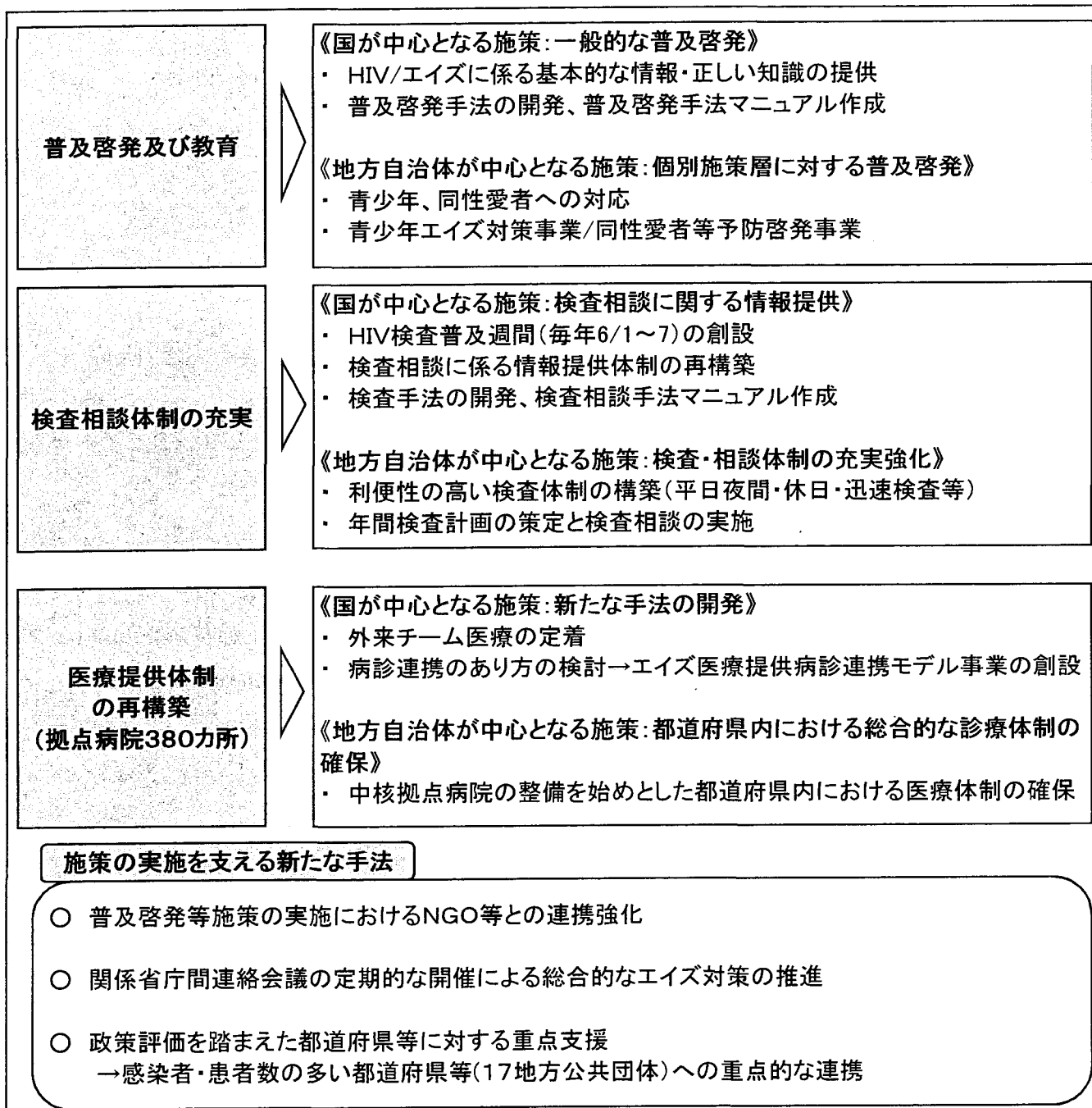
○エイズ予防指針の概要

平成18年4月1日に施行された「エイズ予防指針」(厚生労働省告示第89号)では、発生の予防及びまん延の防止を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が連携して、

- ・ 正しい知識の普及啓発及び教育
 - ・ 保健所等における検査・相談体制の充実
 - ・ 人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供
- を行うこととしている。

なお、エイズ予防指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加えることになっている。現在のエイズ予防指針は平成18年4月施行であり、次の見直しを平成22年度中に行う必要がある。

○エイズ予防指針の内容



性感染症に関する特定感染症予防指針の概要

1 位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）が施行されたことに伴い、性病予防法が廃止され、平成11年4月から感染症法に基づく対策となった。

感染症においては、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に対しては、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針を策定することが規定されている。（感染症法第11条）

感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして省令で定められた、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒については、性感染症に関する特定感染症予防指針を作成し、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等に係る総合的な対策を示している。

2 主な内容

(1) 原因の究明

- 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症の発生動向調査の充実 等

(2) 発生の予防及びまん延の防止

- 性感染症の予防に対する確実かつ基本的な効果を有するコンドームの効果についての普及啓発
- 保健所における性感染症の検査の機会確保
- 若年層に対する性感染症から自分の身体を守るための正確の情報提供 等

(3) 医療の提供

- 診断や治療に関する最新の方法に関する情報の迅速な普及 等

(4) 研究開発の推進

- 病態の解明に基づく検査や治療に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等の総合的な推進 等

(5) 国際的な連携

(6) 関係機関等との連携の強化等

- 厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、民間団体を含めた関係団体等との幅広い連携における施策の推進 等